

令和3年度旭川市障がい者福祉施設等整備方針（案）

- 1 補助事業を実施する整備区分
 重度障がい者対応（※）の定員増加を伴う整備とする。

国庫補助区分	社会福祉施設等施設整備費国庫補助
対象施設（募集数）	生活介護（1件）
整備区分（※※）	創設，増築，改築，大規模修繕等

※ 重度障がい者対応とは，障害福祉サービスにおける重度障害者支援加算に対応することをいう。
 ※※ 拡張（既存施設の現在の定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備）や増改築（既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備）は対象外。

- 2 旭川市が推進する事業
 次の全ての項目を満たす事業者による事業を推進する。

項目	考え方	理由等
既設・新設法人の別	既設法人	事業者が障害福祉サービスの運営実績を有し，良質なサービスの提供が見込めるため。
事業実績	旭川市内で生活介護，共同生活援助，療養介護，施設入所支援のいずれかを既に運営する法人	居住支援を行う事業や同種事業の運営実績があることにより，障がい者支援の専門的能力に基づくサービス提供が見込めるため。
重度障がい者対応	募集要件とする。なお，全定員に占める重度障がい者対応の定員割合が高いものや医療的ケアに対応するものを優先する。	重度障がい者の地域への移行を促進するために有効であることが見込めるため。